

カナダにおける子の監護と宗教

——とくにオンタリオ州について——

村 井 衡 平

目 次

- 一 問題の提起
- 二 イギリスの事情
- 三 オンタリオ州—子の監護と宗教
- 四 結 び

一 問題の提起

宗教的に無節操といわれるわれわれ日本人の家庭において、子を監護・養育するに当り、両親と幼い子の宗教の問題がことさら正面からとり上げられる機会はほとんどないし、ましてそれが裁判上の争いとして注目を引く事態

カナダにおける子の監護と宗教 村井

(三五三) 一一三

も余りみられない。監護者である父母が同じ宗教の信者として子を養育している限り、まさにその通りであろう。

しかし、父母がそれぞれ信仰を異にし、それをめぐって意見の対立をきたし、あぐくの果ては離婚への道をたどるとき、夫婦Ⅱ父母の信仰のちがいがらくる荒波を幼い子がまともになうけてしまう。判例に現われたところでは、妻が創価学会またはエホバの証人に入信して活動を開始し、夫婦間の同居・協力・扶助の義務はもとより、子の監護・養育も放棄した結果、婚姻を継続し難い重大な事由と認定された事例が、最近にいたるまで十件前後みられる。

ところで、筆者はさきに、カナダのオンタリオ州について、「宗派を異にする養子縁組」の問題をとり上げ、縁組の際に当事者の宗教・宗派のちがいがどのような困難な事態を招来しているかを探ってみた。本稿では、これと別の角度から、子の監護・養育をめぐって父母それぞれの宗教がどのようにからんでくるのか、そしてその場合に、子の立場に立ってどのようにに妥当な解決がはかられているのか、具体的な事例をとり上げて検討してみたいと思う。そのためには、まず出発点として、イギリスのコモン・ローによる考え方を明確にしたのち、それが時代とともにどのようにに変化し、さらにそれをうけ継いだカナダの地——とくにオンタリオ州の裁判所の事例の中で、どのように展開されていったのか、順を追って調べてみることにしよう。

二 イギリスの事情

コモン・ローによれば、夫婦が未成年の子をもつとき、父は子について、母に優先してほとんど絶対的な監護権をもっていた。イギリスの女王座裁判所は *The Queen v. Hawes* (一八六〇) 事件⁽¹⁾で父の監護について、次のよ

うにのべていた。すなわち、「一般的な法則として、十六歳未満の女子の父は、法律上、彼女を監護する権利を与えられている。そして、女子は、彼女自身をそこから脱け出させるために分別を行使できるような年令ではない。このような子を彼女の父の保護の及ばないところにおいている人は、たとえ子がそれに同意していても、人身保護令状による手続にもとづき、裁判所によって、彼女を父の手にゆだねるべく命じられる」というのである。このように、父は子の監護について絶対的な権利をもつわけであるが、ときにはこの権利が消滅させられる事態も生じる。すなわち、父自身に重大な非行 (serious misconduct) があつたような場合に、その事実が立証されるならば、監護権を奪われる結果をきたすことになる。⁽²⁾ だが、このような事態の生じない限り、父の厳格な権利が継続することになる。当面の問題である子の監護と宗教の問題についても異なるところはない。

子の監護をめぐる生じる問題の一つとして、父と母の宗教的な信条が同じであればよいが、それが異なるとき、子はいずれの宗教的信条のもとで監護・養育をうけるべきかが争いの的となる。父母がともにカトリックまたはプロテスタントであればよいが、そうでなく、別々の信条をもつとき、子が宗教をめぐる争いにまき込まれてしまう。この場合、やはり子の監護について父の機威が優先することになる。

ここで一つの事例をあげてみよう。一つは *Hawksworth v. Hawksworth* (一八七二)⁽³⁾ 事件である。この事件において、一八六二年に女の子が産まれたが、翌年に父が死亡し、彼の三度目の妻が残された。父はカトリックであり、母はプロテスタントであつて、父の死後、子をプロテスタントとして養育していた。父にはほかに三人の子がいたが、いずれもカトリックとして育てられていた。父は無遺言で死亡し、子がどのような宗教のもとで育てられ

るべきかについて、何も指示しなかった。父の遺産の管理について訴が提起され、裁判所によって、子はカトリックの信条のもとで育てられるべき旨が命じられたので、母が控訴した。

裁判所はこれに対して、次のように判断し、母の控訴を斥けている。すなわち、子は八才半であり、カトリックの父はその子に洗礼をうけさせていた。父にはほかに子がいるが、全員カトリックとして育てられている。子の宗教的教育について、父の側に何らかの無関心というものはいささかも見受けられなかった。彼が生きておれば、子がプロテスタントとして育てられることを黙認したであろうということは、何も認められない。裁判所または父の死後に子を監護する人は誰でも、子に關しては、父の宗教を神聖なものとして考慮しなければならない。そして、きわめて特別な事情のない限り、子は父の宗教的信条——たとえそれがどのような宗教であるにしても——のもとで育てられるべきだというのである。

ここでは母がプロテスタントとして、父の死後、子を自分と同じプロテスタントの信条のもとで養育しているに
かがわらず、父がカトリックであったという理由のみで、しかも父が子の教育について、宗教的なことを何も遺言
していなかったとしても、やはり父の宗教的信条を尊重し、子も父と同じ宗教のもとで養育すべきことを要求する
わけであり、子の監護をめぐる父の権威を重視するにほかならない。

もう一つ *Andrews v. Salt* (一八七三)⁽⁴⁾ 事件がみられる。この事件において、女子の父はカトリック、母はプロテスタントであった。婚姻時に彼等は、「男はカトリック、女子はプロテスタントとして養育する」旨の合意をした。子はイギリス教会で洗礼をうけた。彼女が産まれたとき、父は病気で不在であったが、子の洗礼について母

から手紙をうけ取った。彼はカトリックの僧を母の許に送るといったが、これは実行されなかった。子はプロテスタントとして洗礼をうけた。父が一九六三年二月に死亡したとき、子は九カ月であったが、彼は子の扶養に必要な財産を何も残さなかった。死の数日前、彼は遺言を書き、子はカトリックの信条のもとで養育すべきことを命じ、さらにカトリックである彼の兄を子の監護者に指名した。彼の死後、監護者となった父の兄は、子が母および彼女の家族のもとに留まり、九才近くまで彼等によってプロテスタントとして養育されることを許していたが、その後、子を彼の手許にひき渡すよう求めた。長い議論ののち、兄が女王座裁判所に人身保護令状を求めた。これに対して、母が大法官裁判所に差止命令 (injunction) を請求し、それが認められたので、兄が控訴した。

裁判所はこれに対して、次のような理由で差止命令を容認している。すなわち、本件のような事情のもとで、大法官裁判所は、監護者が彼の法律上の権限を行使するのを直ちに禁止すべきである。子は愛情をもって養育されなければならぬ。そして、子は彼等の親切さをすでに経験している人々の愛情のもとにゆだねられるべきである。このことは、宗教的な問題であっても異なるところはない。父は女子がプロテスタントとして養育されるべきことを約束したし、この約束は異議をとえられないことなく、または重大な反対なしに、子が九才に達するまで実行されてきているからだというのである。

ここでは、子が産まれて九カ月頃から九才近くまで、プロテスタントである母の手許で育てられたが、父の遺言で子の監護者とされた父の兄が、九年近くを経過したのち、突然に監護者として子の引渡しを求めた。この請求が認められるならば、感受性の強い幼児時代をプロテスタントの信条のもとで過してきた子に、急にカトリックに変

わることを強制するという、子にとってきわめて残酷な事態を生じさせることになる。一般的にいえば、カトリックの方がプロテスタントよりも、あらゆる面で厳格であるから、この点からみても、子の幸せのために大きな障碍となる。つまり、この場合は、子がすでに九年間もプロテスタントの信条のもとで養育されてきたという事実をそのまま認めることこそ、子の幸にとつて望ましいということになる。

ところで、この当時、コモン・ローも衡平法も、両親に彼等の子の地位にふさわしい教育をうけさせる義務は認めるけれども、それを強制する法律上の手段を何も設けていなかった。一八七六年の「初等教育法」(The Elementary Education Act)によつてはじめて、すべての親は、彼等の子に読み、書き、計算のための効果のある初歩的な教育をうけるように保証する義務を負わされることになった。⁽⁵⁾ これまで子の監護と宗教をめぐるいくつかの事例はみられたが、ここにいたつても、親が子がある宗教的な信条のもとに養育する権利とか義務を法律上で明文をもって規定することはない。だが、降つて、一八九一年の「子の監護に関する法律を修正する法律」(An Act to amend the Law relating to the custody of children)の第四条⁽⁶⁾によれば、子の監護と宗教に関連してはじめて、次のように規定している。すなわち、「子の身柄の提供または監護に関する親の請求にもつぎ、裁判所の意見によれば……親は子がその(親)の宗教のもとで養育されるべきことを要求する法律上の権利をもつが、子がそれとちがった宗教のもとで養育されていると判断するとき、裁判所は、子がその(親)の宗教のもとで養育されるべきことを要求する法律上の権利をもつことを確認するために適切と判断する命令をなす権利をもつものとする」というのである。つまり、現に子がそれによつて養育されている宗教的な信条が親の希望するものと異なるとき、

親の意思が優先する旨を定めたものと思われる。だが、両親が別々の宗教的信条をもつときはどうなるのかについて、何も触れていない。

- (1) E. R. Q. B. vol. 121, p. 457.
- (2) D. K. Klein, Family Law Awards in Canada, p. 190 (1987)
- (3) L. R. Chancery Appeal cases, vol. 6, p. 539, (1871)
- (4) L. R. op. cit. vol. 8, p. 622, (1873)
- (5) P. M. Bromley, Family Law, p. 273, (1987)
- (6) Statute at Large, 54-55 vict. pp. 1-2, (1891)

三 オンタリオ州—子の監護と宗教

コモン・ローを基本的な原則として継受したカナダ諸州において、前節にみたようなイギリスでの考え方が採用されるにいたるのも当然の成り行きといえよう。カナダ諸州において、子の宗教的な養育の問題は、イギリスと同じような経過をたどることになる。ここではとくに、オンタリオ州の裁判所で実際に争われた事例を年代を追って調べてみることにする。ところで、子の宗教的な監護・養育を問題としてとり上げるとき、その背景をなすカナダの宗教をめぐる事情を知っておく必要があると思われる。カナダ建団後の最初に行われた国勢調査は一八七一年であったが、これによれば、プロテスタントは全体の五六・六％で、そのうち聖公会が一三・六％、メソジストが一五・七％、組合教会が〇・六％、長老派が一五・六％、その他の教派が三・五％であり、他方でカトリックは四一

・六%を占める。これらのキリスト教に対して、ユダヤ教が一・二%、その他が九・〇%となっていた。つまり、キリスト教徒が全人口の八九・八%というわけで、しかもプロテスタントよりカトリックの方が優勢ということになる。もっとも、一九二五年にいたれば、メソジスト教会、組合教会、一部の長老派教会によって、合同教会が形成されることになる。⁽¹⁾ これからみていく判例も主として、カトリックとプロテスタントの争いにほかならない。

(一) 綾部恒雄「もっと知りたいカナダ」一〇八頁(一九八九)

(一) *Re Faulds* (一九〇六) 事件⁽¹⁾ この事件において、一八九八年に娘が三才になったとき、母が精神病のため入院が必要となり、トロントおよびロンドンの病院に三年間収容されていた。だが、一九〇一年九月にロンドンの病院で死亡した。その間、父がアメリカに行って不在のため、子は母方の祖母のもとで、プロテスタントとして育てられていた。妻の死後、帰国した父は同じカトリックのもとで子を養育することを望み、子の監護命令 (*order for custody*) を求めた。その理由として、①祖母は娘の養育に適していない、②娘は祖母のもとにずっと、彼女の死亡まで留まるという合意は何もない、③父は親権を放棄していない、④子自身、重要な宗教的信条をもっているわけではない、⑤子は祖母よりも父のもとにいる方が、より良く監護・養育をうけることができる。⑥子は唯一の兄とともに父のもとで養育されるのが幸である旨を主張した。

祖母はこれに対して、①子の幸福、②父は子の養育に適していない、③父との間に、彼女が生きている限り、子は彼女のもとに留まることについて合意がある。④子の宗教的信条、などを理由に反対した。

双方の右のような主張に対して、裁判所は次のように判断している。すなわち、子の福祉ということは、ある意味において至上のものであるが、一方で父の監護・養育も同様である。ただし、きわめて極端な場合に、子の保護のためにさけられないと判断するとき、裁判所はその権利に干渉しなければならない。兄と妹を別々にすることに、裁判所は大いに反対である。子を自分の宗教のもとで育てたいとする父の希望をかなえてやるのが裁判所の義務と考える。ただし、それを否定する強力な理由があるときは別であって、裁判所は、父の希望にさからっても、子の宗教的信条が干渉されるのを阻止する義務が存在する。しかし、本件において、そのような事情は見当らない。このようにして、裁判所は監護命令の請求を認容している。

ここで裁判所の認定したところをみると、六才になる子自身は、父の請求を審理するに当って重要な要因として考慮することを必要とするようなはつきりした宗教的信条をもっているわけではない。彼女は、プロテスタントが好きで、カトリックはきらいというが、これまで祖母の手でプロテスタントの雰囲気の中で養育されていたので、単にそれに慣れているため、これまでとちがうカトリックはきらいと考えたのであろう。小さな子からは、このような考え以上のものを期待するのは、もとより無理である。六才位の子自身は、宗教というものがどのようなものか、ほとんど知ってははいない。知った上でカトリックかプロテスタントかという宗教的な選択をしているわけではない。そうだとすれば、結局、自分の信仰するカトリックの信条のもとで子を養育したいという父の希望をかなえてやるのが、ひいては子の幸せに結びつくことになるのではあるまいか。

ところで、一般的な子の監護の問題についてみれば、(Re Scarth (一九一六)事件⁽²⁾において、裁判所は次のよう

にのべていた。すなわち、子の監護の問題について、両親の希望が相反するとき、裁判所は、父のもつ実際上の非常に古い支配権を考慮に入れながら、どちらが子の監護権をもつべきかを決定しなければならない。ただし、父が彼の非行を理由に監護権を奪われたときはこの限りでないというのである。この当時、一九一四年の「児童保護法」〔The Children's Protection Act〕の第二七条・四項⁽³⁾によれば、「一方の親が子の監護をすべきでなく。子は、子を養育することを要求する法律上の権利をもつ親の宗教とは別の宗教のもとで養育されるべきであると判断するとき、裁判官は、子がその宗教のもとで養育されることを保障するために適切と考える命令をなす権限を有するものとする」旨を定めている。したがって、例外的な事情で、父に責任を負わせるのが不当・不合理と考えられるときは別として、実際には父が母に優先して監護権をもつことになり、子の宗教的な養育についても同じである。つまり、裁判所はいぜんとして、父に第一次の監護権を与え、母に対する父の優先権を排除することはしなかった。しかし、時の経過につれ、裁判所は、父が監護権を行使するに当って、宗教の問題も含めて子の福祉をはかり、それを増進するよう強く要請することになる。

(1) O. L. R. vol. XII, p. 245. (1906)

(2) O. L. R. vol. XXXV, p. 312, (1916)

(3) R. S. O. 1914, vo., 2, p. 3100. (1914)

(4) Re Bigras (一九二三)事件⁽¹⁾ この事件において、カトリックである母が四人の子を残して死亡し、父は、

児童慈善協会に子の世話・監護および管理をゆだね、子が成年に達するまで協会を子の監護者とすることを目的として、「監護の譲渡」と題する書面を作成した。それによれば、「私は前記の子たちが善良で承認された家庭にゆだねられ、そこで親切に処遇され、プロテスタントの信条のもとで養育されるべきことを命令する」という。子の父母はともにカトリックであったが、父は協会のサービスをうけるためにはそれが必要であると誤解して、書面ではプロテスタントとして養育されることを望んだ。父の希望にそって、子はプロテスタントの家庭にゆだねられたが、父は子たちがカトリックの家庭に移されることを請求した。

裁判所はこれに対して、父がプロテスタントの家庭に賠償として一定の金額を支払うことを条件として、カトリックの家庭に移すことを容認している。

ここでは父の誤解が事件の原因をなしている。つまり、父自身はカトリックであるので、プロテスタント系の児童慈善協会に子の世話を依頼するには、自分がカトリックであることを表に出すと希望を認めてもらえなくなると判断したのであろう。まさに誤解といつてよい。父は最初から、子をカトリックの家庭で育ててもらおうように希望すればよかった。もっとも、現実の子をある期間養育してきたカトリックの家庭にとっては、父の誤解によって迷惑をうける結果となっており、裁判所はいわば迷惑料の支払いを父に命じ、それを条件として父の請求を認めたとになる。

ところで、この当時、イギリスでは注目すべき現象があらわれている。前節にみたとおり、子のある宗教的な信条のもとで養育することを含め、コモン・ローは子の監護について父優位の厳格さを維持してきたが、このような

厳格さをいつまでも維持できるはずがない。それを緩和すべく、大法官裁判所は時の経過につれて、子の監護および養育の問題について、「子の最善の利益」(Best interest of the child)が考慮に入れられるべきであるという衡平法上の法則を発展させていくことになった。そして、一九二五年の「未成年者の保護・監護および婚姻に関する法律を修正する法律」(An Act to amend the Law with respect of the Guardianship, Custody and Marriage of Infants)の第一条⁽²⁾によれば、「……裁判所は、子の監護および養育の問題を決定するに当り、子の福祉が最高(the first)かつ至高(paramount)の重要性をもちものとして考慮すべきものとする」と定めていた。このようにみてくるとき、親は彼等の子の監護と関連して、宗教的な養育をうけさせる権利はあったかも知れないが、それが親の義務として課せられた事情は全くあらわれていない。そして、その権利を行使するに当たっては、何よりも、子の最善の利益を考慮することが強く要請されるにいたった事情を知ることができる。このような事情を折り込みながら、再びオンタリオ州の事情へ戻れば、早速、イギリスの判例の示した見解が採用されていることを発見できる。

(1) O. L. R. vol. Lv, p.57 (1923)

(2) The Statutes Revised, 1924-1925, p. 566. (1925)

(3) Re Laurin (一九二七)事件⁽¹⁾ この事件において、いずれもカトリックの夫婦には、四人の子があった。

父は一九二三年五月に死亡した。四人の子は教会で洗礼をうけ、カトリックとして養育された。夫婦には何の財産

もなく、もとより遺言もなかった。父の死後、母はカトリックの信仰をすて、子とともに数年間、彼女が死亡するまで、プロテスタント教会に出席していた。母の死後、四人の子は教会のメンバーによって養育され、プロテスタントの学校に通っていた。子はそれぞれ十五才、十二才、一〇才、七才であって、年上の二人の子は、母の選んだ宗教的信条に親しんでいた。子の親族は、父方、母方ともにカトリックであって、彼等の一人が彼女を四人の子の監護者とする命令を請求した。

裁判所はこれに対して、子の福祉を充分に考慮しなければならぬから、彼等はプロテスタントの会衆(community)の監督のもとに養育されることを許されるべきであるとして、請求を斥けたので、親族が控訴した。だが、控訴は認められていない。

ここで裁判所が子にとって何が最善の利益であるかを考慮したことはまちがいなからう。子の監護を請求した親族の一人は、請求の理由として、子は彼等の父の宗教のもとで育てられるべきだというのが大原則である旨を主張していた。つまり、すでに死亡しているが、父はカトリックであったから、母がその後プロテスタントに改宗して、現実に子をプロテスタントの信条のもとで養育していたというような事情は一切考慮すべきでないというわけであろう。だが、このような主張は、子の最善の利益という考慮に道を譲らなければならない。実際に四人の子のうち年上の二人は、すでにプロテスタントの信条になれ親しんでいるという。このような事情を無視することは、まさに子の最善の利益に反すると思われる。

(一) O. L. R. vol. LX. p. 409. (1927)

(四) Re Maher (一九三一) 事件⁽¹⁾ この事件において、夫婦は一九〇三年四月に婚姻したが、その後一人ずつ子が産まれた。したがって、最初の子は非嫡出子であった。父はカトリック、母はアングリカンである。父は一九〇七年八月二十六日に死亡し、母はその後、現在の夫と再婚した。父が病氣中、母と子は母の姉(カトリック)と生活をともにしていた。父は一九〇七年七月三十一日に、児童慈善協会で一般に使用されている形式の文書を作成し、自分が病氣であり、生活費をかせぐことができないので、子をカトリックの慈善協会に託している旨を表明した。しかし、母はこれを無視して、子の監護を継続していた。

ところで、母は一九〇八年に偽造罪 (Forgery) で有罪判決をうけ、三十日間拘禁された。再婚した夫は酒飲みで、家族は貧しさの極に達した。その結果、子の監護に関して軽犯罪裁判所 (Police court) で手続が開始されることになった。トロントに少年裁判所 (juvenile court) が創設され、手続は該裁判所に係属することになった。そして、子は協会の手にゆだねられた。しばらくして、一九一一年十月十三日に母は窃盗罪で逮捕され、六十日間拘禁され、翌年十二月三日に釈放された。その後、母は改心し、協会より子の身柄の引渡しをうけ、自分の手で監護すべく申し出た。高等裁判所 (high court) は、十才と十一才の子の福祉について、母のもとで監護されるのが最善であると認め、協会に対して、人身保護令状にもとづいて子を母に引渡すよう命じている。

ここでは母がプロテスタントであり、子がこれまでカトリックである母の姉のもとで養育されていたから、母が子を監護することになれば、子にとっては宗教的な事情が一変することになるにもかかわらず、裁判所は、子を母の手許に引渡すについて、何の条件もつけていないことに注目したい。子が十才と十一才という年少であって、現

実に自分の判断でカトリックかプロテスタントかという、宗教的な選択をすることを期待できないとき、裁判所としては、実の母に子の監護をゆだねることが子の利益にとって最適であり、宗教的信条の問題については、とくに考慮する必要がないと判断したものと思われる。

(1) O. L. R. vol. XXVIII, p. 419. (1913)

(五) De Laurier v. Jackson (一九三四) 事件⁽¹⁾ この事件において、いずれもカトリックである父母の間に一九二〇年七月に子が産まれた。その後、母は結核にかかり、サナトリウムに入院を命じられ、子はカトリック福祉事務所の手を経て、プロテスタントの養父のもとに引き取られた。しばらくはトロント市、その後は福祉事務所が扶養料を支払っていたが、その支払が止まった。そこで、父は週に四ドル支払う旨を合意した。父の言によれば、子は十分に世話をされているという。数週間後、父は支払不能となり、養父と子を取り戻すことについて協議したが、養父は子をつれて他所に移ってしまった。その後、養父がトロントに戻ってきたので、父は一九二七年八月に養父に対して、自分はお金を支払うことはできないが、子を取り戻したい旨を告げた。もっとも、彼は酒類取締法違反で二カ月間拘禁されたことがあった。彼は人身保護令状を請求したが、認められなかったので、カナダ最高裁判所に上告した。

裁判所はこれに対して、次のように判断している。すなわち、父の希望についてはもちろん、すべての場合に正当な考慮が払われなければならない。だが、もし裁判所がすべての事実および事情にもとづいて、証拠によって示

されたことにより、あらゆる角度―物質的・肉体的・道徳的・感情的そして知性的ならびに宗教的―からみて、父の希望は子自身の利益に相反していると判断するならば、そのときは、父の希望は子の福祉に道をゆずらなければならぬといふのである。

飲酒癖があり、それが原因で拘禁された過去を引きずり、しかも週に四ドルの子の扶養料も支払えないような父が、プロテスタントの養父のもとで養育されている六才位の子の監護を取り戻すことを認めることこそ、まさに子の最善の利益を侵害する結果をもたらすことにならう。

(一) D. L. R. 1934, p. 790.

ところで、これまでに見てきた事例はすべて、子の両親がクリスチャンではあるが、カトリックとプロテスタントのいずれかを別々に信仰していて、子の宗教的な養育をめぐるこの点での対立にほかならなかった。だが、ここで全く新しい問題が登場することになった。いわゆる「エホバの証人」がこれである。創始者は、アメリカのペンシルベニア州産まれの小間物商人チャールズ・ラッセル(一八五二―一九一六)であった。若い頃は組合教会に属していたが、聖書の「永遠の刑罰」を恐れるあまり、独自の聖書解釈によって、「地獄はない」「永遠の刑罰はない」「イエスは神ではない」「聖霊は神ではない」「三位一体はまちがいで、エホバなる唯一の神があるのみ」とする神理を作り上げた。彼はこうした教理を中心に、一八七〇年の初め、ピッツバーグ市で現在の「エホバの証人」のもととなった聖書研究グループを発足させた。彼の死後、会長職はジョセフ・ラザフォードが受け継ぎ、団体の

名称を、イザヤ書四三章十節にある「あなたがたは私の証人、――主の御告げ。――わたしが選んだわたしのしもべである」という個所からとり、「エホバの証人」と正式に定めた。⁽¹⁾「エホバの証人」の最も愚かな教理の誤りの一つに「輸血の禁止」のあることはあまねく知られている。だが、ここではこれ以上、教理の内容に立ち入ることはない。ただ、カトリックおよびプロテスタントと区別すべき、いわばキリスト教を名のる異端の一つとされていることをとくに指摘しておきたい。

(1) このような事情については、クリスチャン新聞編「教会への挑戦――ドキュメント異端」一五九頁―一六〇頁参照。

(2) *Re Bennett infants* (一九五〇) 事件⁽¹⁾ この事件において、一九一六年に婚姻した夫婦には、十一人の子があった。最年少の子は一九三八年二月に産まれた。夫婦はいずれもプロテスタントとして聖公会に属して、子もその信条のもとに育てられていた。夫は一九四四年にカナダ陸軍に入隊し、海外に派遣されていたが、翌年二月に除隊した。だが、彼の留守中に家庭の事情が一変していた。年上の六人の子はすべて独立しており、五人の子が残っていた。そして、妻は「エホバの証人」を信じるにいたり、五人の子のうち、上の三人も強い味方となっていた。夫が家庭の中で宗教に関してもっていた権威は全く消滅してしまっている。十二才になったばかりの年少の二人の子は、ときとして、父と日曜学校に出席していたが、六カ月を経過する頃には、それを拒否するようになった。かくして、夫は一九四八年に妻と子のもとを離れ、別居するにいたった。一九五〇年十月末に、夫は五人の子の監護を請求する訴を遺言検認裁判所 (*surrogate court*) に提起した。裁判所は年少の三人の子の監護を父に

与えたので、母が控訴した。

裁判所はこれに対して、次のように判断している。すなわち、本件におけるあらゆる事情を考慮して、子は母から離れ、父のもとに移すことを許す命令を出すべきではない。記録によれば、子は母に強い愛情をもっており、母も同様である。子は父を尊敬し、良心の問題として父の権威を認めている。このような尊敬と承認は、しかしながら、彼等が母に対してもっている愛情と比較すれば、計算された態度である。彼等を強制して母の許を離れ、父と生活をともにさせることは、彼等に非惨な感情的影響を与えるか、さもなければ、母にそれを求め、母から愛情をもつてうけることのできる忠告と助言を奪ってしまう結果になるというのである。かくして、裁判所は父の請求を斥けた。

ところで、一九五〇年の「未成年者法」(The Infants Act)によれば、第一条・一項に、「裁判所は、子の監護および一方の親の彼等との面接権について、子の福祉、親の行為、母および父の希望を考慮して、適切と判断する命令をすることができ」とし、第二条・一項で、「裁判所によって別の命令がなされるときは別とし、本条に従って、子の父および母は共同の監護者であつて、子の監護・拘束および教育について、同等の権利を与えられる」とし、さらに第二四条では、「本法のどの規定も、彼の子供がそのもとで教育されるべき宗教的な信条に関する父の機威についての法律を変更することはない」旨を定めている。²⁾

これを当面の事件についてみれば、一方で子の宗教的な養育について、プロテスタントの父のもつ権威は認められるけれども、それにもまして、子と現実²⁾に生活をともにしている母の愛情の方が尊い存在とみられる。最年少の子も

すでに十二才に達していて、母との生活を切望している。このような場合、たとえ母が「エホバの証人」を信仰していても、何の障碍にもならない。子が母と同じ宗教的な信条のもとで養育されることこそ、子の福祉にとって最善の利益と判断されたにちがいない。もしこの場合、裁判所が「エホバの証人」を異端であると決めつけ、プロテストアントの父に子の監護をゆだねるようなことをすれば、これこそまさに、中世ヨーロッパで行われたと同じ宗教裁判におち入るものといわねばならない。

(1) D. L. R. 3d. 1952. p. 699.

(2) D. L. R. 3d. 1952. pp. 702-703.

(7) *Benoit v. Benoit* (一九七三) 事件⁽¹⁾ この事件において、子の両親は別居するまで、いずれもカトリックであった。その後、父は「エホバの証人」として知られる宗派に改宗した。三人の子—十二才、十一才、十才—の子の監護者を母として、父に面接権を認める命令が与えられた。父は子と面接するに際して、自分の宗教について子と話し合い、子を動揺させた。家庭裁判所 (family court) はさきの命令に、父は子と宗教またはそれに関連する事項を話し合うことを禁止する旨を付け加えた。そこで、父の覆審請求 (trial de novo) に対して、郡裁判所 (county court) は次のように判断し、命令につけられた宗教についての制限を取り消した。すなわち、いかなる裁判所も、ある形式の宗教的教育や信条が真実の宗教であり、他のいかなるものも偽りであると決定したり、またはあるものが他のものより優っていると宣言する権利をもつとは思わない。すべての人々は、彼等自身の宗教的

信条を自由に選び、それを他の何人による干渉もうけないで、自由に実行することができるというのである。これに対して、母が控訴した。

裁判所は、次のように判断している。すなわち、この問題は宗教的な養育が控訴の主要な争点である。母は父の行動に強く反対し、子はカトリックの信条によってのみ養育をうけるべきであって、いくら異なる考えの宗教による二重の養育は子を困乱させ、妨害となると主張している。だが、そこには何も法律問題は含まれていない。したがって、宗教的な養育を制限する命令は破棄されるべきで、父には当初の面接権を回復させるべきだというのである。

父が子と面接する際に、自分の信じている「エホバの証人」の話しをカトリックである子に聞かせることまでは、何人もこれを妨げることはできないし、それによって子が自由な意思で改宗することについても同様である。ただ、十才から十二才位までカトリックとしての養育をうけてきた子にとっては、まだ自分の判断で他の宗教を選択することができるとは思えないから、このような時機にカトリックから「エホバの証人」に改宗を強制されるのは耐えがたいことであろう。このように考えるとき、当初の家庭裁判所のとった面接権についての制限的な処置はまちがっている。裁判所としてできることは、子との面接権を認めるに当って、子の宗教的な信条に不当な干渉をし、子を困惑させるようなことのないよう、予め注告する位がせいぜいのところではあるまいか。

(一) R. F. L. vol. 10. p. 282. (1973)

(2) *McQuillan v. McQuillan and Salomaa* (一九七五) 事件⁽¹⁾ この事件において、夫婦は一九七〇年四月に婚姻し、同年九月に子が産まれた。一九七二年五月に夫婦は別居し、約二才の子は母と暮らすことになった。一九七三年四月から四カ月間、母はエアー・カナダのステューワーデスとして働いたが、九月にはそれを止め、人生の意味と幸せを発見できる精神的な哲理を探しはじめた。その頃、*Have Krishna* 運動の基本的な哲理である *Bhagavd Gita* の「神の歌」(*The Song of God*) をよみ、彼の哲理が彼女にとって最高のものであると信じるにいたった。

一九七四年二月、母はトロントの *Hare Krishna* 聖堂を訪れた。同年三月にはそこに移り住むことになった。*Have Krishna* 運動というのは、福音主義のヒンズー教の一分派である。彼等は靈魂の再来 (*incarnation*) を信じる。アルコールまた他の酒、ギャンブル、新鮮な肉そして不法な性交は禁止される。信者は、本の販売(彼等の哲理と慣例を解説したもの)によって生計を立てる。母は聖堂に入って以来、大部分の時間を宗教的行事に費している。日曜ごとに祖母が子をつれて聖堂にやってきて、宗教的行事をみており、母は祖母を入信させようとするが、失敗に終わった。そして、祖母が子の監護を請求した。

裁判所は、母の反対にもかかわらず、五才にも達しない子の監護を祖母にゆだねた。裁判所の判断は次のとおりである。すなわち、親が自分自身そして子のために選ぶ宗教的哲理を裁判所が指示する権利はない。彼または彼女の宗教的な信条を理由に祖母に監護を拒否する権利はいうまでもない。とにかく、それによって多数の人々が(キリスト教国の大部分ではないとしても)導かれていると告白する哲理にまちがいを発見することは困難であろう。

証拠によれば、彼女はその基本的な教えのいくつかを正確に理解していないけれども、Krishna 運動に真心から信奉していると告白している。彼女は Krishna 運動を信奉しなかったすべての人々を、せっかちにも、悪魔 (demons) と決めつけてしまった。それが Krishna の哲理でないことがのちにわかったが、彼女は感じやすい年頃の子に、余りにも早く、しかも強く Krishna の哲理を教えようと試みたが、それがまちがってさえいるのは明白だというのである。

ここでは祖母がカトリックなのか、プロテスタントなのか、または他の宗教の信者なのかは明らかでないが、子をつれて母のいる聖堂で Krishna 運動の行事をみることによって、これを子に信仰させることが子の福祉にとってプラスになるとはとうてい思えなかったにちがいない。母は、幼い子はもとより、祖母までも自分の信仰にひきずり込もうと企てた。このような彼女の態度をみて、祖母は、自分が子の監護の仕事をはき受けるべきだと決心したのであろう。母の反対を押し切って、子の監護を請求したのもっともと思われる。それにしても、自分達の信じている哲理を信じない人をすべて悪魔よばわりするような独善的な宗教団体でもその存在を認めなければならぬのであろうか。信仰の自由とも関連し、大きな疑問が提起されても不思議ではない。

(一) R. F. L. vol. 21. p. 324. (1975)

(四) Pentland v. Pentland and Rombough (一九七八) 事件⁽¹⁾ この事件において、夫婦が一九六九年一月の

判決によって離婚し、一九六一年四月生れの子の監護が母に与えられた。その後、一九七一年に母は現在の夫と婚

姻したが、夫は「エホバの証人」の信者であり、彼女もまたその信条に共鳴して入信した。ところで、子が十七才のとき、一九七八年四月十八日に自動車事故により、頭、心臓その他の個所に傷をうけ、ビクトリア病院に入院し、手当をうけたが、血球数測定の結果、異状に悪化していることが判明し、輸血が必要である旨が勧告された。監護者である親、子自身、子の義父は輸血を拒否した。子の父および祖母は輸血に同意し、父は監護判決の変更を求めた。そして、子の監護は祖母に与えられた。

この事件では、「エホバの証人」の最も愚かな教理の一つである「輸血の禁止」が現実の問題としてあらわれ、れることになった。ところで、一九七八年の「児童福祉法」(The Child Welfare Act)の十九条・一項(a)による児童とは十六才未満の子を意味している。⁽²⁾当面の事件では、子は十七才に達している。十六才未満であれば、監護者である母が同意しない限り、子に輸血を行うことができない。十七才であれば、もはや十九条・一項(b)という「保護を必要とする児童」ではなく、同意という要件は不要となる。⁽³⁾しかし、事件の被害者である子自身が輸血を拒否する限り、その生命を助ける道が閉ざされてしまう。だが、この場合、子自身に「エホバの証人」についての確固たる信仰があり、それをあくまでも貫くならば別であるが、母および養父のいうままに、輸血を拒否する意味およびその結果を理解できないままに、拒否しているのが現実とすれば、子の生命を助けることこそ目下の性務ということになる。

ここで裁判所は、次のように判断している。すなわち、すべての子は、人間的な見地から可能である限り、生きる権利、生命を継統する権利をもっている。すべての子は、彼の社会において利用できる最善の医学的な看護をう

ける基本的な権利をもっている。かかる医学的看護が親または監護者によって故意に放棄される限りにおいて、子は無視されており、放置された子にはかならない。このような事情のもとにおいて、子の監護を親または監護者からとり上げ、子の基本的な権利とされるものを子に否定しない人に子の監護をゆだねる義務がある。裁判所は、つねに子の友人として、また保護者としての役目を留保している。これは十七才になったばかりの若者であり、この範囲に含まれる。法律の条件をこの事件に準用して、問題となつているときに、子は保護を必要としており、彼の肉体的条件が悪化しそうである限り、この点に変わりはない。裁判所は以上のように判断した上で、子の監護を祖母にゆだねている。

つまり、裁判所は、子の監護を母から祖母に変更するならば、改めて祖母の説得をうけ入れ、子が喜んで輸血をうける事態を迎えることができると判断したのであろう。裁判所が直接にエホバの証人の哲理が愚かだまがったものであると公言することはできないが、ここには、子にとっての最善の利益が何であるかの考慮が大きく働いており、人の生命は何物にもかえがたいことを認めたものといえよう。

(1) R. F. L. 2d, vol. 5, p. 65. (1978)

(2) D. M. Steinberg, Family Law in the Family courts, vol. 1, p. 522. (1981)

(3) D. M. Steinberg's op. cit. p. 523. (1981)

(4) Wingrove v. Wingrove (一九八四)事件⁽¹⁾ この事件において、夫婦は一九六七年に婚姻したが、一九八

一年に別居した。その間、一九七二年、一九七七年に子が産まれた。別居後は、子は母のもとで養育されている。裁判所の命令で父は子の扶養料を支払っている。一九八二年の春、妻はある男と交際をはじめたが、その男は妻に Subud として知られる国際的な団体または特定の宗派としての性格のない団体を紹介した。この団体はインドネシアにはじまり、カナダ、アメリカを含めて世界の多くの国々に広がったものといわれる。妻は一九八三年の春にその一員となった。夫はこのような妻の宗教活動に警戒し、一九八〇年の「児童法修正法」(The Children's Law Reform Act) のもとで、子の監護と扶養を請求した。妻は、反訴で子の監護を固持した。

裁判所はこれに対して、次のように判断している。すなわち、妻(母)の宗教的な活動が子に不安定な感覚を作り出すとき、それは裁判所が考慮すべき要因の一つである。妻はある男の影響のもとにあり、それが子にとってどのような効果を及ぼすかを考えていない。したがって、監護が夫に与えられるのが子にとっての最善の利益(The best interest of the child) だとうわけである。

ここでは、子を監護している母が Subud と称される宗教団体に入信して活動し、それが十二才と七才の子にどのような影響を及ぼすかを全く考えていない事情のもとで、母に子の監護をゆだねておくことが子にとって最善の利益をもたらすものではないと裁判所が判断したことはまちがいない。なお、Subud という団体はインドネシアにはじまったといのみで、その実質的な教義の内容を知ることができないので、なんとも判断できないが、「エホバの証人」のように教義の内容がはっきりわかれば、対応の仕方すら変わってくると思われる。

(一) R. F. L. 2d, vol. 40, p. 428. (1984)

四 結 び

両親が同じ宗教・宗派の信者として、子にも自分達と同じ宗教的な雰囲気の中で監護・養育していくとき、子にとって何の障碍も生じない。だが、父母が別々の宗教を信じ、各自がそれぞれ子に対して、自分の信じる宗教を強制するということになる、もともと宗教についてまだ充分に判断できない五、六才から十才前後の子は、父母のどちらにつけばよいのか、困った立場におかれることになる。このような事態が生じ、現実に子の監護をめぐる裁判上の争いとなるとき、裁判所としてはどのように判断すればよいのであろうか。本稿でとり上げた事例によってもわかるように、監護者となる親の側の事情はもとよりであるが、それにもまして、監護される子の福祉および幸福のためにいかなることを考慮しなければならないか。これが重要な問題として提起される。裁判所が、具体的妥当性のある判断ができるようにするためには、予め、より適切・詳細なガイド・ラインを設けておき、具体的な事例が生じたときは、子の福祉および幸福を確保するため、それをいわば問題解決のための指針として用いるという方法が、一番賢明ではないかと考えられる。

このような次第で、オンタリオ州では一九八〇年の「児童法修正法」(The Children's Law Reform Act)の第三節「監護・面接および保護」の第十九条に、「本節の目的は、^(a)子の監護、監護に付随する事項、子との面接および保護に関する裁判所への請求は、子の最善の利益 (best interest) を基礎にして決定される……ことを保障するにある」と規定した。さらに第二四条・二項では、「子の最善の利益⁽¹⁾子の監護または子との面接に関する本

節の規定のもとで行われる請求のために、子の最善の利益を決定するに当り、裁判所は、子のすべての要求と事情を考慮するものとする⁽²⁾と定め、以下に詳細なガイド・ラインを設けているのが注目される。

ガイド・ラインの内容をみれば、次のとおりである。

① 子と①子の監護または子との面接について権利をもっている人またはそれを請求している人、②子と同居している子の家族の他の人々、③子の世話、および養育に関与する人々、との間の愛情 (Love)、感情 (affection) および情緒的な結びつき

② 子の意見と選択—かかる意見および選択が合理的に確認されるとき

③ 子が安定した家庭環境の中で生活してきた期間

④ 子の監護のため、子にガイドランスと教育を準備し、子の生活必需品および何か特別に必要なものを準備する各人の能力と積極性

⑤ 子の世話および養育のために提案された何らかの計画

⑥ 子がそこで生活するものと提案された家族の永続性および安定性、さらに

⑦ 子および申請当事者である各人の間の血縁関係または養子命令 (adoption order) を通しての関係

第二四条・二項に列挙されたガイド・ラインは右のとおりであるが、ここで列挙されたものにつぎるわけではない。このようにして、本稿でとり上げた子の監護と宗教のかかわり合いも、結局は、子にとって最善の利益をはかるためにど

うすればよいのかという高次元の問題の中に融合されてしまうことになろう。

- (1) D. M. Ford. Ontario Annotated Family Law Service. p. 423. (1984)
- (2) D. M. Ford, op. cit. p. 429-5. (1984)